

第 308 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 12 月 13 日（水）14：25～15：23
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 佐々木護 喜田ヒサ子 網江正安 藤田一也 林喜代行
平井義則 武田晃一 中矢宏明 福島大朝 立花弘樹
渡邊敏孝 竹ノ内徳人 中山達也
(計 13 名)
 - (2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長 (事務局長)
中島主幹 (事務局次長)
久枝漁業調整係長
東予地方局水産課 薬師寺課長
中予地方局水産課 伊藤課長
南予地方局水産課 若下課長
南予地方局愛南水産課 高島課長
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長
(計 8 名)
 - (3) 事務局 逢阪書記 莖田書記 篠崎書記
(計 3 名)
 - (4) 傍聴者 1 名
- 4 付議事項
 - (1) まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (2) 新規の許可等について（諮問）
【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (3) 漁業法第 62 条第 1 項の規定に基づく海区漁場計画の案について（諮問）
【結果】 諮問内容のとおり作成して差し支えない旨答申
 - (4) 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号の免許をすべき者の審査基準について（協議）
【結果】 原案のとおり定めて差し支えない旨回答
- 5 報告事項

- (1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢 阪 書 記 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから、第308回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、高木委員さんが御欠席ですが、委員定数15名に対し13名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立しておりますことを御報告します。

なお、本日は傍聴の方もお見えですが、傍聴の方は傍聴者名簿に所属、氏名をお書きいただき、傍聴席で静粛に傍聴願います。

また、私語などは慎むとともに、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただくなど、会議の円滑な進行に御協力をお願いします。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は1枚ものの委員会次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、続きまして上から資料1から資料6でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長をお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 皆さんこんにちは。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、早くも師走に入り中旬となってきましたが、何かと御多忙のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は当委員会の運営に、何かとお力添えを承り、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてほか、諮問が計3件、漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準についての協議事項1件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更についてほか、計2件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

3 議事録署名人選出

佐々木議長　それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。慣例によりまして、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人には、網江委員さんと喜田委員さんの御両名をお願いいたします。

4 (1) 第1号議案（まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について）

佐々木議長　これより、議事に入ります。第1号議案、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記　それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長　（資料に基づき説明）

佐々木議長　説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同　（ 意見なし ）

佐々木議長　特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第1号議案、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同　（ 意義なし ）

佐々木議長　御異議がないようでございますので、そのように決定いたします。

5 (2) 第2号議案（新規の許可等について）

佐々木議長　続きまして、第2号議案、新規の許可等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

逢阪書記　それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。
第2号議案の新規の許可等についてにつきましては、諮問のとおり
の内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませ
んか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 異議がないようでございますので、そのように決定いたします。

6 (3) 第3号議案(漁業法第62条第1項の規定に基づく海区漁場計画の案について)

佐々木議長 続きまして、第3号議案、漁業法第62条第1項の規定に基づく海区
漁場計画の案についてを議題といたします。事務局から、説明を願
います。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を
朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

逢阪係長 (資料に基づき説明)

7 公聴会

佐々木議長 説明が終わりましたので、ここで、一旦、委員会を休会して、漁場
計画に係る公聴会を開催することといたします。

発言される方は挙手の上、発言の許可を得てから、所属、職名、住
所及び氏名を告げられてから、御発言をお願いいたします。

公聴人 (意見なし)

8 委員会再開

佐々木議長 御意見がないようでございますので、以上で、海区漁場計画に係る
公聴会を閉じ、委員会を再開することとします。

これより、第3号議案、漁業法第62条第1項の規定に基づく海区漁

場計画の案についてを審議いたします。委員の皆様からの御意見をお伺いすることにいたします。

武田委員 一ついいでしょうか。

説明はよくわかったのですが、資料の見方がよくわからなくて、6ページの免許番号16、17号は、備考欄に放棄と書いていますが、計画の欄を見てみますと、魚類と書いているのはどういうことなのでしょうか。

逢阪係長 16、17号は放棄で計画を立てないところとなっており、本来計画の欄は空欄であるところを、魚類と記載しておりますので訂正いたします。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りをいたします。

第3号議案の漁業法第62条第1項の規定に基づく海区漁場計画の案についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 異議がないようでございますので、そのように決定をいたします。

9 (4) 漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準について

佐々木議長 続きまして、第4号議案、漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準についてを議題といたします。事務局から、説明を願います。

逢阪書記 それでは、資料4の1ページを御覧ください。知事からの協議文を朗読します。

(協議文を朗読)

協議内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

逢阪係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

これは今までと違う内容なののでしょうか。なかなか難しいことを書いていますが。

逢 阪 係 長 これまでは法律で優先順位が決められていましたので、そのとおりに免許するということがあったのですが、法改正後は優先順位の条文そのものが大幅に改正されておりますので、その法改正に基づいた審査で免許者の決定を行うこととなっております。

佐々木会長 書きぶりが水産庁らしいですね。
漁業者がいなくなってしまうような時代背景があるので、もう少し緩和してもらいたいです。
委員の皆さん、他に御意見はありませんか。

武 田 委 員 審査基準についてアからオまで色々と書かれていますが、それをもとに総合的に評価し、判断することだと思いますが、何をもって判断するのでしょうか。
それに関する資料を用意してもらえるのでしょうか。

逢 阪 係 長 審査につきましては、3番に書かせていただいておりますが、免許申請時には、事業計画書等を提出していただくようになっております。
同一の漁場において、複数の免許申請があった場合の審査基準ですが、その場合には事業計画書の他に必要と認められる書類の提出を求め、その書類を基にヒアリング等を行って最終的に決定することを考えております。

佐々木議長 県が許可する免許すべてに対応するということですか。

逢 阪 係 長 複数の免許申請があった場合ですので、想定としてはありません。

佐々木議長 複数の免許申請があった時に、この条件を付けるということですか。

逢 阪 係 長 この審査基準に基づいて、免許するものを判断するということがございます。

佐々木議長 なかなか難しいですね。
複数の免許申請者が同じ条件を出してきたらどうするのですか。

逢 阪 係 長 その中でも判断のできる内容を審査することになります。

佐々木議長 他に御意見等はございませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りします。
第4号議案の漁業法第73条第2項第2号の免許をすべき者の審査基準につきましては、説明のとおりの内容で決定して差し支えない旨、回答することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定します。

10 報告事項(1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、これより報告事項に移ります。
まずは、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして御質問等がございましたら、お伺いをいたします。

委員一同 (意見なし)

11 報告事項(2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

佐々木議長 特に、御意見がないようでございますので、次に令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議についてを報告願います。

莖田書記 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、何か御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

12 その他

佐々木議長 特に、御質問がないようですので、以上で、報告事項を終わります。以上で、本日予定している議題は、全て終了しましたが、その他として何かございますか。

福島委員 県の方にお礼を言いたいと思います。
1年前から漁業認証のMELの審査をずっとやっておりました。これというのは、八幡浜漁協の瀬戸パッチ網協議会だけでは、書類等なかなかデータがございませんでしたが、県の中予試験場の職員が色々と力添えをいただきまして、先週本審査を無事終えて、この四国で初めて、シラスのMELの認証をいただくことができました。
この場を借りてお礼を言いたいと思います。どうもありがとうございます。

佐々木議長 どうもありがとうございました。
その他事務局から何かありませんか。

逢阪書記 事務局から次回と委員会のスケジュールについて、御報告いたします。

配付しております委員会のスケジュールの資料を御確認ください。

2月に山口、広島、香川県との連合海区漁業調整委員会が計画されております。山口県との連合海区につきましては会場が愛媛県松山市、広島県との連合海区につきましては広島県呉市、香川県との連合海区につきましては愛媛県松山市が、現時点で開催の予定地となっております。

出席される選任委員の皆様には、2月の予定をお伺いすることとなりますので御対応のほどどうぞよろしくお願いいたします。

3月には、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会が計画されております。佐々木会長及び武田委員につきましては、御対応よろしくお願いいたします。

また、3月下旬には、今回の漁場計画につきまして、免許申請がございましたら、その免許について諮問することになります。

佐々木議長 それでは、全ての事項が終了しましたので、これを持ちまして、本日の委員会を閉会することとします。

本日は皆さん、御協力ありがとうございました。

15時23分 閉会